相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住五丁目五番地、最後の住所東京都足立区千住五丁目一二番三号
被相続人　亡　石橋　泰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一NFT—ANNEX法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北三丁目九一五番地、最後の住所東京都杉並区高円寺北三丁目二三番六号　被相続人　亡　戸部ふじへ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野一丁目七五番地、最後の住所東京都杉並区和田一丁目六二番六号
被相続人　亡　久保　和巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
事務所東京都新宿区新宿一—一〇—二渡辺ビル二階廣川・松井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣川理恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦郡葉山町一色二二五九番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎町諸磯一五〇〇番地油壺エデンの園二六〇七
被相続人　亡　渡邉　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
神奈川県横須賀市久里浜四丁目一〇番一一号　杉山ビル三階
相続財産管理人　弁護士　権田　理司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡池田町宮地四八九番地、最後の住所岐阜県揖斐郡池田町宮地五八七番地の三　被相続人　亡　小川　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
事務所岐阜県羽島郡笠松町清住町三九番地
岐阜南法務事務所
相続財産管理人　司法書士　谷口　佳久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市根洗町二八七番地四、最後の住所静岡県浜松市根洗町二八七番地の一
被相続人　亡　山本　昌宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
静岡県浜松市浜北区小松三四一番地　司法書士浜北総合事務所
相続財産管理人　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県額田郡藤川村大字市場字東町四二番地、最後の住所不明
被相続人　亡　長坂　のぶ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入三二番地　一岡崎法曹ビル二階東側部分原田真典法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原田　真典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡大紀町錦二五番地一八、最後の住所名古屋市北区金城二丁目五番六号藤和シティコープ名城公園北一三〇一号
被相続人　亡　西村　広通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
事務所名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市岡田字笹根一番地一、最後の住所愛知県知多市岡田字笹根一番地の一
被相続人　亡　市橋　永吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
事務所　愛知県名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市八日市金屋三丁目二六九番地、最後の住所滋賀県東近江市八日市東本町六番五五号　被相続人　亡　田中　久良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
事務所滋賀県近江八幡市鷹飼町五六〇—一洗心ビル五階東近江法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡田　俊也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市仏並町七八〇番地、最後の住所大阪府大阪市東淀川区東淡路一丁目五番三—一一二六　被相続人　亡　池邊　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
大阪府大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル八階　小松法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　小松陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区東加賀屋三丁目二番地一、最後の住所大阪府大阪市住之江区南港北一丁目四番一号特別養護老人ホーム浜木綿苑　被相続人　亡　橋本　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月十六日
大阪市北区西天満四丁目一番二〇号LEE PLAZA三〇二号室
相続財産管理人　末井　太

第46期決算公告

平成25年10月16日　東京都中央区入船二丁目5番7号
株式会社協同制作
代表取締役　立石　昌一

貸借対照表の要旨　（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,906,145	流動負債	1,316,454
固定資産	1,344,985	固定負債	542,010
		株主資本	1,375,265
		資本金	143,000
		資本剰余金	53,000
		資本準備金	53,000
		利益剰余金	1,179,265
		利益準備金	21,100
		その他利益剰余金	1,158,165
		（うち当期純利益）	（44,094）
		評価・換算差額等	17,400
		その他有価証券評価差額金	17,400
資産合計	3,251,131	負債・純資産合計	3,251,131